

令和6年1月4日

お客さま各位

令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する当組合の対応について

今回の令和6年能登半島地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

興栄信用組合では被災されたお客さまへの預金払い戻し等について、令和6年1月4日（木）より以下のとおり対応させていただきます。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合、ご本人さまの確認をさせていただいた上で、預金の払い戻し対応をさせていただきます。
2. 届出のご印鑑がない場合には、ご本人さまの確認をさせていただいた上で拇印により対応させていただきます。
3. 定期預金、定期積金等の期限前払戻しのご相談にも対応させていただきます。また、定期預金等を担保とする貸付のご相談も承ります。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議の上対応させていただきます。
5. 災害のため支払いができない手形・小切手不渡処分については配慮させていただきます。また、電子記録債権についても配慮させていただきます。
6. 損傷した紙幣・貨幣の引換えも承ります。
7. 応急資金がご入用な場合や借入金の返済猶予等につきましても、ご相談を承ります。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のお手続き、ご利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係るご相談を承ります。
9. 罹災証明書を必要とするお手続きでも、新潟市等における交付状況等を勘案し、現況の写真をご提出いただくなど被災状況が確認できる場合、罹災証明書を後日ご提出いただく等の対応についてご相談を承ります。

詳しくは当組合窓口までお尋ねください。

以上

興栄信用組合